

指定管理者業務評価制度について

資料 1
行政改革推進委員会資料
平成29年3月29日
総務部行政改革推進課

1 主旨

指定管理者制度導入施設について、指定期間中における指定管理者による適切な管理運営を確保するため、管理運営に係る課題等を把握し、業務の改善指導・助言を行うことで、今後の改善に向けた取組に活かすとともに、第三者の客観的な視点や利用者目線からの評価を行うため、平成29年度から、外部委員が参加する外部評価を取り入れた指定管理者業務評価制度を本格的に運用することとし、平成29年2月に、「指定管理者業務評価指針」を策定。

※平成21年8月から、指定管理者業務評価は試行導入中 ※平成25年度からは、外部委員が参加する外部評価を一部実施。

2 概要

項目	平成29年度以降	これまでの評価制度との変更点
(1)評価手法	①指定管理者による自己評価 ②施設所管課による一次評価 ③指定管理者業務評価委員会による総合評価 委員構成：総務部副部長，財務部副部長，行政改革推進課長，外部委員3人	・総合評価の客観性の向上を図るため、指定管理者業務評価を行う附属機関として新たに「指定管理者業務評価委員会」を設置
(2)年度スケジュール	・5月～6月末 自己評価及び一次評価 ・7月中下旬 総合評価 ・8月 結果報告・通知・公表	・指定管理者の事務負担軽減を図るため、中間評価を廃止 ・年度当初の人事異動等による繁忙期を避け、適切な業務評価を実施するため、評価の実施時期を変更
(3)評価の実施手続	【自己評価】 評価シートを作成し、事業収支報告書及び自主事業開催報告書とともに、施設所管課へ報告 【一次評価】 指定管理者との定例会における協議，現地調査等により確認した内容を業務履行状況チェックシートに記載するとともに、評価内容を評価シートに記載 【総合評価】 評価シート，事業収支報告書，自主事業開催報告書，業務履行状況チェックシートをもとに，施設所管課へのヒアリングを行い，評価。評価結果を評価シートに記載	・評価シート（様式例1）に，目標値の設定，利用者アンケートの実施状況等を記載する項目を追加する。 ・評価項目ごとの評価内容の判断根拠と仕様書や事業計画書との関連性を明確にするため，施設所管課は，「業務履行状況チェックシート（様式例4）」を新たに作成し，一次評価及び総合評価の際に活用する。 ・評価の判断材料の充実を図るため，「事業収支報告書（様式例2）」及び「自主事業開催報告書（様式例3）」の提出を指定管理者に義務付ける。

指定管理者業務評価制度について

2 概要

項目	平成29年度以降	これまでの評価制度との変更点
(4)外部評価の対象施設及び実施時期	公募施設のうち、原則として指定期間の中間年度に実施 ※5年の場合は、3年目に2年目の業務を外部評価	・管理運営業務についての課題を指定期間中に改善し、指定管理者による適正な市民サービスの実施を確保するため、外部評価実施時期の変更
(5)評価項目	大項目として、①業務の履行状況の確認、②サービスの質の確認、③サービス提供の継続性と安定性の3分類とし、大項目ごとに小項目と確認内容を設定する。 ※小項目及び確認内容は、施設ごとに設定 <小項目ごとの配点> ①業務の履行状況の確認：3点 ②サービスの質の確認：5点 ③サービス提供の継続性と安定性：3点	・小項目「サービスの質」に関する配点を4点から5点に変更
(6)総合評価の評価基準	配点の合計値に対する、指定管理者業務評価委員会の評価点数の合計値の割合により評価 S（優れた実績） 評価点数の合計値が配点の合計値の85%以上、かつ、全ての小項目で3点以上の評価であるもの A（適正な管理運営） ・評価点数の合計値が配点の合計値の65%以上85%未満 ・評価点数の合計値が配点の合計値の85%以上であるが、小項目で2点以下の評価があるもの B（一部改善を要する） 評価点数の合計値が配点の合計値の45%以上65%未満 C（改善を要する） 評価点数の合計値が配点の合計値の45%未満	・S評価が多い現状を踏まえ、評価水準の適正化を図るため、総評点数による評価から配点の合計値に対する評価点数の合計値の割合による評価に変更

指定管理者業務評価制度について

3 指定管理者業務評価委員会について

項目	内容
所掌事項	指定管理者の管理の業務，経理の状況等に係る評価に関する事項について審査又は審議
委員構成	6人以内で組織 ・学識経験者 3人以内 <u>※公募施設について外部評価を実施する場合に委嘱</u> ・本市職員：総務部副部長，財務部副部長，行政改革推進課長
委員長及び副委員長	委員長：総務部副部長 副委員長：本市職員（総務部副部長を除く。）のうちから，委員長が指名する者
委員の任期	2年（再任可） <u>※ただし，平成29年4月1日から平成30年10月31日までの間に委嘱又は任命される委員の任期は，委嘱又は任命の日から平成30年10月31日までとする。</u>
会議の定足数	委員の3分の2を超える出席が必要
守秘義務	その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
事務局	総務部行政改革推進課
その他	審査又は審議の対象となる公の施設の指定管理者となろうとし，又は指定管理者となった団体の代表者，役員その他利害関係にある者は，委員会の委員となることができない。

指定管理者業務評価制度について

4 指定管理者業務評価委員会の外部委員について

指定管理者業務評価委員会の外部委員は、多様な分野から選出された行政改革推進委員会の委員の皆様の中から就任いただくことを承認いただいたため、本委員会より、指定管理者業務評価委員会の外部委員候補者5人を決定させていただき、指定管理者との利害関係の有無や日程調整等により3人を委嘱する。指定管理者業務評価委員会の外部委員の概要は、次のとおり。

項目	概要
委員の身分	附属機関の委員として非常勤職員
委員報酬	高知市報酬並びに費用弁償条例の規定に基づき、報酬を支給
委嘱期間	平成29年5月～6月初旬（予定）から平成30年10月31日まで
職務内容	外部評価対象施設（平成29年度は6施設、平成30年度は4施設）について、指定管理者及び施設所管課から提出された評価シート等を基に、本市職員である委員とともに、指定管理者の管理運営業務について評価していただく。 指定管理者業務評価委員会は、各年度1日又は2日間の日程で開催する予定。
想定スケジュール	① 5月～6月初旬：委嘱 評価方法等について事前にご説明 ② 5月～6月初旬：委員会開催日の日程調整 ③ 6月下旬：施設所管課から評価シート等の提出 ④ 7月初旬：委員のみなさまに、評価対象施設の評価シート等を事前にお渡しし、改めて評価方法等をご説明 ⑤ 7月中下旬：指定管理者業務評価委員会開催

指定管理者業務評価制度について

5 外部評価対象施設について（予定）

① 平成29年度の外部評価対象施設は、次のとおり。

- 高知市福寿園（健康福祉部高齢者支援課所管）
- ヨネッツこうち（環境部清掃工場所管）
- 高知市勤労者交流館（商工観光部産業政策課所管）
- 国民宿舎「桂浜荘」（商工観光部観光振興課所管）
- 市営住宅及び共同施設（都市建設部住宅政策課所管）
- 高知市立自由民権記念館（教育委員会民権・文化財課所管）

※利用料金制とは…施設の利用に係る料金（＝「利用料金」）を指定管理者が自らの収入として収受することができる地方自治法上の制度

外部評価対象施設名称	施設の設置目的	主要施設	指定管理者の業務内容	指定管理者	指定期間	H28年度指定管理料	利用料金制の採用の有無
高知市福寿園	高齢者の心身の健康及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の交流の場を提供するため	・養護老人ホーム ・元気ふれあい館（研修室、栄養実習室、和室、交流支援室、集会所）	・養護老人ホームの運営業務 ・元気ふれあい館の施設又は設備の使用許可に関する業務 ・福寿園の維持管理に関する業務	社会福祉法人 ミレニアム	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）	10,294千円（精算なし）	・元気ふれあい館の貸館：利用料金制を採用 ・養護老人ホームの管理運営：措置費により実施
ヨネッツこうち	ごみの排出及び適正な処理について市民に対する啓発を推進するとともに、ごみ焼却に伴う余熱の有効活用を図り、市民の健康の保持及び増進並びに生涯にわたるスポーツ活動の振興に資するため	・プール ・温浴施設 ・浴室 ・トレーニング室 ・環境学習室	・ヨネッツこうちの施設又は設備の使用許可に関する業務 ・ヨネッツこうちの維持管理に関する業務	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ <構成団体> ・シンコースポーツ株式会社高知営業所 ・四電ビジネス株式会社高知支店	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）	9,064千円（精算なし）	利用料金制を採用
高知市勤労者交流館	中小企業に雇用される勤労者等の勤労意欲及び技能の向上並びに文化・教養及び福祉の充実を図るため	・会議室 ・研修室 ・和室 ・体育館	・勤労者交流館の施設又は設備の使用許可に関する業務 ・勤労者交流館の維持管理に関する業務 ・勤労者の勤労意欲及び技能の向上に関する事業 ・勤労者の文化・教養及び福祉の充実に関する事業	公益財団法人 高知勤労者福祉サービスセンター	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）	9,288千円（精算なし）	利用料金制を採用

指定管理者業務評価制度について

外部評価対象施設名称	施設の設置目的	主要施設	指定管理者の業務内容	指定管理者	指定期間	H28年度指定管理料	利用料金制の採用の有無
国民宿舎「桂浜荘」	勤労者及びその家族の健全なレクリエーションと健康の増進を図り、あわせて一般観光客の利用に供するため低廉で清潔な休養施設として設置	<ul style="list-style-type: none"> ・客室（和室，洋室） ・広間 ・会議室 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民宿舎の施設又は設備の使用許可に関する業務 ・国民宿舎の維持管理に関する業務 ・国民宿舎及び休養施設の提供 ・集会のための会場の提供 	一般財団法人 高知市桂浜公園観光開発公社	平成24年4月1日から平成32年3月31日まで（8年間）	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制を採用 ・毎年度，本市に納付金を収めている。
市営住宅及び共同施設	公営住宅法等に基づき，市営住宅及び共同施設を設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅139施設（H28.4.1） ・共同施設：児童遊園，共同浴場，集会所，広場及び緑地，駐車場等（公営住宅法第2条第9号，公営住宅法施行規則第1条及び高知市営住宅条例に規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の募集に関する業務 ・入居，退去等の手続に関する業務 ・市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務 	日本管財・四国管財共同企業体<構成団体> <ul style="list-style-type: none"> ・日本管財株式会社 ・四国管財株式会社 	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）	197,221千円（精算なし）	利用料金制ではなく，市営住宅使用料は本市が徴収し，本市の収入となる。
高知市立自由民権記念館	高知市制100周年の記念施設として，自由民権運動及び土佐の近代に関する資料を広く収集し，保管し，展示して市民の利用に供し，もって教育，学術及び文化の発展に資するため，博物館法に規定する博物館に相当する施設として設置	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室 ・企画展示室 ・視聴覚ホール ・研修室 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民権記念館の施設又は設備の使用許可に関する業務 ・自由民権記念館の維持管理に関する業務 	伊予鉄総合企画株式会社	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）	19,281千円（精算なし）	利用料金制を採用

指定管理者業務評価制度について

② 平成30年度の外部評価対象施設は、次のとおり。

- 高知市立龍馬の生まれたまち記念館（商工観光部観光振興課所管）
- 高知市桂浜公園駐車場（同上）
- 高知よさこい情報交流館（同上）
- 高知市青年センター（教育委員会生涯学習課所管）

外部評価対象施設名称	施設の設置目的	主要施設	指定管理者の業務内容	指定管理者	指定期間	H28年度指定管理料	利用料金制の採用の有無
高知市立龍馬の生まれたまち記念館	坂本龍馬とそのゆかりの先人を顕彰するとともに、龍馬を愛する人々が交流し、及び市民が龍馬の生まれ育ったまちへの愛着と誇りをもって地域活動を推進する場を提供することにより、観光の振興及び豊かな地域社会の形成に寄与するため	・展示館 ・ふれあいセンター（ふれあいホール、多目的室、和室）	・記念館の施設又は設備の使用許可に関する業務 ・記念館の維持管理に関する業務 ・国民宿舎及び休養施設の提供 ・集会のための会場の提供 ・資料の展示に関すること ・記念館の施設の利用	入交住環境株式会社	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）	17,716千円（精算なし）	利用料金制を採用
高知市桂浜公園駐車場	桂浜公園の利用者のための駐車場として設置	・駐車台数500台 ・駐車場料金所 ・駐車場事務所	・駐車場の利用の許可に関する業務 ・駐車場の維持管理に関する業務 ・駐車場を利用する車両の入出場のために必要な業務	公益財団法人 高知市都市整備公社	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）	43,278千円（精算あり） ※平成29年度より「精算なし」に変更	平成29年度より利用料金制を採用 ※平成28年度までは使用料（徴収委託）
高知よさこい情報交流館	全国に広がるよさこい祭りの発祥の地である本市において、市民、観光客等へ本家のよさこい祭りを広く紹介し、その情報の提供及び発信をするとともに、よさこい祭りを通じた人々の交流の場を提供することにより、よさこい祭りの更なる発展を図り、もって本市の観光の振興に資するため	・展示室 ・事務室	・情報交流館の維持管理に関する業務 ・よさこい祭りについての道具、写真、書籍等の資料の収集、保管及び展示に関すること ・よさこい祭りについての情報の発信に関すること ・よさこい祭りを通じた人々の交流の促進に関すること	公益社団法人 高知市観光協会	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで（2年間）	18,960千円（精算あり） ※平成29年度より「精算なし」に変更	入館料は無料
高知市青年センター	青少年の健全な育成を図るため	・実習室 ・和室 ・研修室 ・多目的練習室 ・音楽室	・青年センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務 ・青年センターの維持管理に関する業務	高知市青年センターサークル協議会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）	30,570千円（精算なし）	利用料金制を採用